

# 「美しい国」の「あいまいさ」

小畑 隆資

沖繩戦での「軍の関与」による「集団自決」を司法判断によって「美しい国」の美談にしたてあげようとする企てが、今年4月21日、最高裁判所による原告の上告棄却の決定によって退けられた。「集団自決」への「軍の深い関与」を認めた二審・大阪高裁判決が確定した。『沖繩ノート』（1970年）に対する名誉毀損訴訟の形で争われ被告席に立たされた大江健三郎は、「沖繩戦の真実がずっとあいまいなまま、米軍基地があり続けたのが戦後一番の問題だった」と語っている（4月23日付「赤旗」）。

沖繩戦での「集団自決」を「美談」に仕立て上げようとす

る言説が試みられてすでに久しい。「昭和五四年三月 曾野綾子選」を末尾に刻み込んだ沖繩県渡嘉敷村の「戦跡碑」には、「島の住民たちは、……敵の手に掛かるよりは自らの手で自決する道を選んだ。一家は或いは、車座になって手榴弾を抜き或いは力ある父や兄が弱い母や妹の生命を断つた。そこにあるのは愛であった。」（渡嘉敷村公式サイト）と、「集団自決」が美談として記録されている。

かつて大江は、ノーベル賞受賞記念講演「あいまいな日本の私」で、川端康成の同受賞記念講演「美しい日本の私」を「きわめて美しく、またきわめてあいまいな (vague) もの」と評して、自分のいう「あいまいな」とは、「ambiguous」ではあるが「vague」ではない、「言いつける。すなわち、大江のいう「あいまいさ (ambiguity)」とは、「両義性」の意味であり、戦後日本の国家と社会と個人は「イノセントな無傷のものではなく、アジアへの侵略者としての経験にしみをつけられ」ており、そこには同時に、支配（加害）と被支配（被害）が組み込まれている、そうした「両義性」だというのである。「あいまいさ (ambiguity)」＝「両義性」の認識を欠く「美しさ」や「あいまいさ (vagueness)」が、被支配者や被害者に犠牲を耐えることを強い、「侵略」や「支配」、あるいは「加害」の責任解除の無責任な議論となることを大江は剔抉（てっけつ）しているのである（大江健三郎著

『あいまいな日本の私』、岩波新書、1995年）。

東日本大震災と福島原発問題に直面しているさなかに、曾野綾子は、4月9日付の「読売新聞」のインタビューで、「東北の人たちが礼儀正しく、苦しさのなかでも微笑をたたえられているのは、雪深い冬を生き、過去に津波や貧しさを体験し、日常で耐えることや譲ることを知っている人たちだからだろう。以前は集団の出稼ぎもあった。苦しみに耐えてきた人たち、耐えることができる人は美しい」と、「美しさ」をもちあげて被災住民に忍耐を強いている。そして、「震災後、政府の不手際や東京電力の失敗はあったかもしれない。しかし、犯人捜しをしても仕方がないことだ」と、責任問題を「あいまい (vague)」にしようとしている。

それに対して、大江健三郎は「定義集」あいまいなまま続けさせるな―核の時代の混乱と霧どこへ―（5月18日付「朝日新聞」）で、「まだ収束もおぼつかないのにフクシマを過去の出来事とし、これまでの原子力計画を続けるとすれば、そのあいまいな日本の、次の私たちにはたして未来はあるのでしょうか？」と問いかけている。

「美しい国」の「あいまいさ」との闘いは（それは大江の言うように自分自身との闘いでもあるが）、いまだ終わってはいない。（おぼた たかよし）